資料5

文部科学省における対応について（概要）

文部科学省におけるこれまでの主な取組①

【基本的な考え方などの整理】

○ 平成29年10月26日に「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」を設置。検討会議における議論を踏まえて、平成31年３月20日に初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」を発出。

【これまでに文部科学省が行った、厚生労働省が示す「原則として医行為ではないと考えているもの」の周知】

○ 医師法第17 条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その3）
＜令和8年3月11日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡＞

○ 医師法第17 条、歯科医師法第17 条及び保健師助産師看護師法第31 条 の解釈について（その2）
＜令和5年1月26日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡＞

○ 看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について
＜平成30年5月11日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長事務連絡＞

○ 学校におけるてんかん発作時の座薬挿入について
＜平成29年8月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡＞

○ ストーマ装具の交換について（厚生労働省のホームページへリンク）
＜平成23年7月5日付け医政医発0705号第3号厚生労働省医政局医事課長＞

○ 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について
＜平成21年7月30日付け21ス学健第3号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼＞

○ 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について
＜平成17年８月25日付け17国文科ス第30号文部科学省スポーツ・青少年局長初等中等教育局長通知＞

文部科学省におけるこれまでの主な取組②

【教育委員会等による体制整備を支援】

○　全国への普及を図るため、各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施（Ｒ６～：全国５か所）

○　各教育委員会等が学校における医療的ケア実施に関するガイドラインを検討する際の留意点や記載事項、記載例などを示した【ひな形】を作成

○　安定的な医療的ケア看護職員の確保等に向け、各自治体のこれまでの事業等における医療的ケア看護職員の配置の考え方等を整理し、学校における医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集を作成

○　中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方に関する調査研究を実施（Ｒ３～R5：全国10か所）

○　小学校等の教職員や教育委員会等の職員の医療的ケアに関する理解を促すとともに、具体的な受入れ体制の構築の参考にしていただくため、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を作成

○　全国の教育委員会や学校等が学校における医療的ケアの体制整備に取り組む際に参考となるよう、地域の社会資源や医療的ケア児の状態等を踏まえながら、様々な工夫を行い、学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介

○　教育委員会等が教職員を対象に喀痰吸引等の研修を行う際の参考として「学校における教職員によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）」を作成

○　学校において、医師と連携した校内支援体制を構築するとともに、学校において高度な医療的ケアに対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成するなどに関する調査研究を実施（H29～Ｒ２：全国17か所）

文部科学省におけるこれまでの主な取組③

【医療的ケア看護職員を対象とした研修を支援】

○　令和元年度に作成した「学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用）」に基づき、医療的ケアの手技を視覚的に学ぶことができる研修動画を作成

○　全国の教育委員会が学校における医療的ケアの実施体制の構築に向けた医療的ケアに関する研修を効果的に企画・実施できるよう、研修プログラムの作成手順や対象者別の研修項目を掲載した「学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアル」を作成

○　学校における安心・安全な医療的ケアの実施に向けて、医療的ケア看護職員が医療的ケアに知見のある医師や主治医等から日常的に指導助言を受けることができる体制や医療機関において最新の手技等を学べる環境づくりに取り組んでいる自治体の事例を紹介

○　指導的な立場を担う看護師について役割と期待される能力を整理するとともに、その育成のための研修の参考となる資料を作成

○　はじめて学校の現場で医療的ケアを実践することになる看護師等の皆さんにはじめに知っていただきたいことをまとめた「学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム」を作成

○　各自治体における看護師確保を支援するため、学校で看護師として働くことの魅力を伝えるパンフレットを作成

○　教育委員会等による看護師に対する研修をより充実させるため、 企画・実施の在り方等を調査研究

○　医療現場で働くことを想定したトレーニングを受けてきた看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となるよう、「学校における医療的ケア実施対応マニュアル【看護師用】」を作成

○　文部科学省が令和元年12月26日（木曜日）に医療的ケア看護職員を対象とした研修会を実施

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和９年度要求・要望額　55億円
（前年度予算額　48億円）

文部科学省

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員の配置、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の活用を支援。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（Ｒ９．４施行）」の趣旨を踏まえ、学校生活（登下校時を含む）への医療的ケア看護職員の配置に加えて、修学旅行等の学校行事への対応に係る経費を支援

補助対象	学校において医療的ケアを実施するために直接雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の人件費等 ※直接雇用が難しい場合、訪問看護ステーション等への委託に係る経費も可能。
補助対象学校種	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※幼稚園型認定こども園については、こども家庭庁「医療的ケア児保育支援事業」の対象となるため除く。
補助内容	✓ 学校生活・登下校時の対応 ⇒配置人数：5,830人分（＋530人増） ✓ 修学旅行等の学校行事への対応 ⇒配置校数：1,169校分（新規） ※医療的ケアに係る災害対応（例：非常用電源の確保など）に係る経費も計上可能。

【参考】「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」第10条第２項

学校等の設置者は、その設置する学校等に在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくても、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は介護従事者の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援

※交付初年度から３年限り。
※新規の募集は令和８年度を以て終了（令和９年度は継続自治体等のみ）

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

※「災害への備え」については、「医療的ケア看護職員配置事業」において計上

外部専門家活用事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援

補助対象人数：　900人分（＋170人増）

＜補助対象＞　都道府県・市区町村・学校法人
（幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校）
＜補助割合＞　国：1/3　補助事業者：2/3
国：1/2　補助事業者：1/2（私立幼稚園）

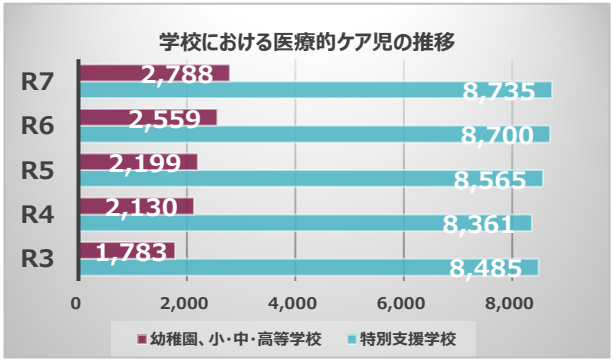
学校における医療的ケア実施体制構築支援事業

令和９年度概算要求・要望額　0.2億円（新規）

文部科学省

現状・課題

- 少子化が進む中、「医療的ケア児支援法」が成立した令和３年度と令和７年度を比較すると、医療的ケア児の数は特別支援学校で約1.03倍、幼稚園、小・中・高等学校で約1.56倍
- 令和８年７月に成立した「改正医療的ケア児支援法（R9.4施行）※」においては、「医療的ケアの提供の在り方についての見直し(第20条の２関係)」や「地域格差の是正のための検証(第22条関係)」などを国に求める条文が新設



事業内容

(1) 学校における医療的ケアの実施体制構築支援に関する調査研究【新規】

医療的ケア児の受入れ予定のある学校や教育委員会等(※)に知見のある医師や看護師等をアドバイザーとして派遣することにより、その実施体制の構築を支援するとともに、学校や教育委員会が抱える課題などの把握を行う。



（※）受入れ体制の見直しを行う学校や教育委員会も含む。

件数・単価	1箇所×約8百万円	委託先	民間団体

(2) 学校における医療的ケアの提供の在り方に関する調査研究【新規】

医療や障害福祉、障害児支援等における医療的ケア児に対する支援状況などを参考に、学校における医療的ケアの提供の在り方について有識者会議を設置し、検討を行う。



件数・単価	1箇所×約14百万円	委託先	民間団体

※**医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（抜粋）**
（医療的ケアの提供の在り方についての見直し）
第20条の２　国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜、見直しを行うものとする。
（地域格差の是正のための検討等）
第22条　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。

担当：初等中等教育局特別支援教育課

特別支援学校における医療的ケア実施体制の整備

文部科学省

【背　景】

○　近年、医療技術の進歩等を背景として、ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）等に長期入院した後に、引き続き、人工呼吸器を使用したり、喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする子供が増加傾向にある。

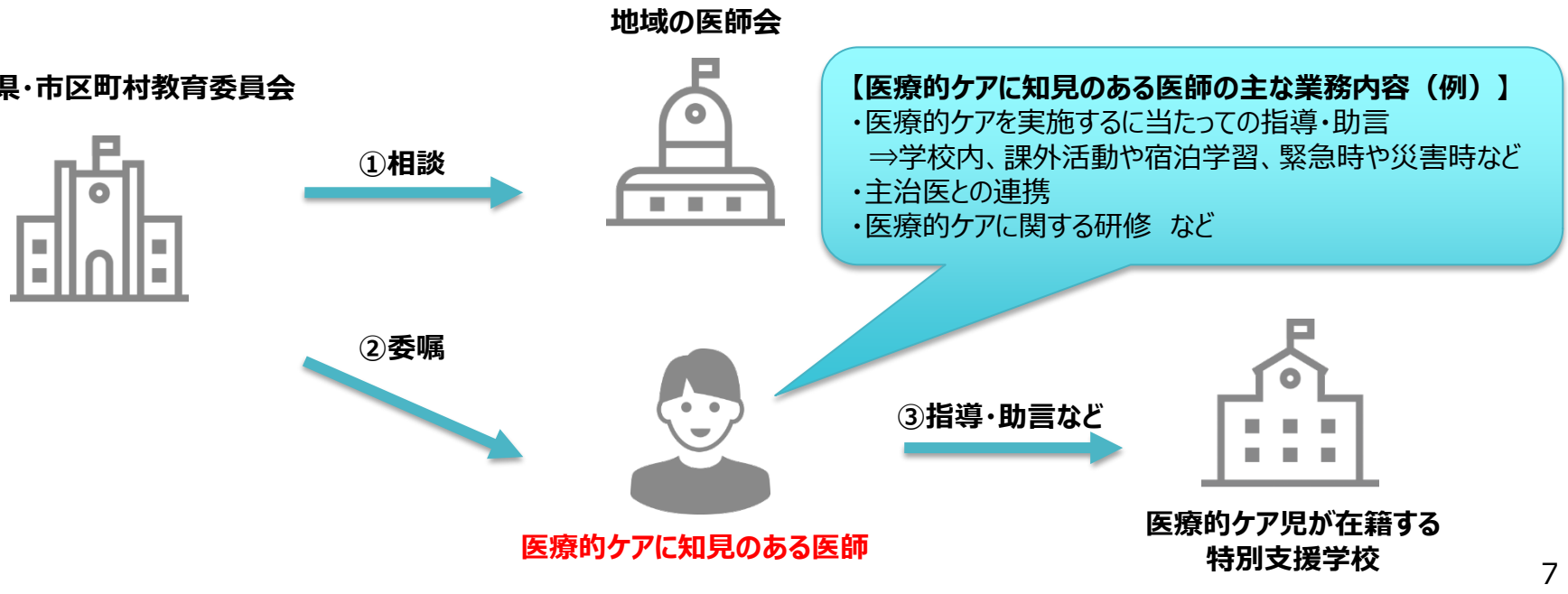
○　少なくとも**74%**（※）の都道府県教育委員会が、特別支援学校における医療的ケアの実施体制を構築するため、医療的ケアに知見のある医師に特別支援学校において医療的ケアを実施する際の指導・助言などの業務を委嘱。

※文部科学省調べ（令和２年度実績）

都道府県・市区町村教育委員会が、特別支援学校において医療的ケアを実施する際に指導・助言などの業務を知見のある医師に委嘱する経費について、

令和３年度より、普通交付税措置

体制イメージ（例）



特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

○特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の学習又は生活上必要な支援を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	令和８年度措置
幼稚園	7,800人
小学校	53,500人
中学校	15,100人
高等学校	1,000人
合　計	77,400人 （76,400人）

※括弧書きは、令和7年度の措置人数
※平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
　平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
　平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始